

MR・業者等の 院内立入制限について

院内感染防止対策の一環として、令和3年4月1日より当面の間、アポイントの無いMR等外部業者（納品・修理等は除く）の出入りは原則禁止とします。

尚、訪問の際は、入館手続きを行っていただき、マスクの着用・手指消毒の実施等、感染対策を徹底してくださいませよう、お願い致します。